

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正(案)

平成 23 年 1 月 14 日
(下線部変更箇所)

新	旧
投資信託等の運用に関する規則	投資信託等の運用に関する規則
第 1 条～第 8 条 (一括発注の運営等) 第 8 条の 2 委託会社は、複数の投資信託 <u>財産</u> に係る有価証券の売買注文（運用部門（各投資信託 <u>財産</u> に係る売買条件の指示及び数量を決定する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）から発注部門（各投資信託 <u>財産</u> に係る売買注文を金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいう。以下同じ。）に発注（発注部門から金融商品取引業者等への発注をいう。以下同じ。）する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）へ指示することをいう。以下同じ。）が同一の売買条件（有価証券の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格又は価格帯をいう。以下この条において同じ。）の売買注文であり、かつこれらの売買注文が次に掲げるいずれかの注文（運用部門から発注部門への注文をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該複数の売買注文を束ねて金融商品取引業者等に発注すること（委託会社が市場状況を勘案して、最良執行を確保する観点から、分割して発注する場合を含む。以下「一括発注」という。）ができるものとする。 なお、自己取引については、一括発注としないものとする。 (1)～(2) 2～4 5 委託会社は、一括発注を行う場合には、次に掲げる事項を遵守するものとする。 (1) (略) (2) 次に掲げる事項又は書面のうち、イ及びロに掲げる事項については、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、以下「金商業等府令」という。）第181条第1項第4号において準用する第157条第1項第17号ニに規定する発注伝票（第171条第3項第1号において発注伝票に添付することとされている当該発注伝票の記載事項を明らかにした書面	投資信託等の運用に関する規則
第 1 条～第 8 条 (一括発注の運営等) 第 8 条の 2 委託会社は、複数の投資信託に係る有価証券の売買注文（運用部門（各投資信託に係る売買条件の指示及び数量を決定する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）から発注部門（各投資信託に係る売買注文を金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいう。以下同じ。）に発注（発注部門から金融商品取引業者等への発注をいう。以下同じ。）する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）へ指示することをいう。以下同じ。）が同一の売買条件（有価証券の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格又は価格帯をいう。以下この条において同じ。）の売買注文であり、かつこれらの売買注文が次に掲げるいずれかの注文（運用部門から発注部門への注文をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該複数の売買注文を束ねて金融商品取引業者等に発注すること（委託会社が市場状況を勘案して、最良執行を確保する観点から、分割して発注する場合を含む。以下「一括発注」という。）ができるものとする。 なお、自己取引については、一括発注としないものとする。 (1)～(2) 2～4 5 委託会社は、一括発注を行う場合には、次に掲げる事項を遵守するものとする。 (1) (同 左) (2) 次に掲げる事項又は書面のうち、イ及びロに掲げる事項については、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号）第181条第1項第4号において準用する第157条第1項第17号ニに規定する発注伝票（第171条第3項第1号において発注伝票に添付することとされている当該発注伝票の記載事項を明らかにした書面を含む。）に記載若しくは当該イ及び	

新	旧
<p>を含む。)に記載若しくは当該イ及びロに掲げる事項を記載した書面を添付するものとする イ ロ 一括発注の約定結果に係る各投資信託<u>財産</u>への配分数量</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(<u>投資信託以外の運用財産又は外国運用財産</u>との一括発注の運営等)</p> <p>第8条の3 前条の規定は、<u>投資信託財産と投資信託以外の運用財産（金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）の注文又は運用財産（投資信託財産が含まれる場合に限る。）と外国運用財産（金商業等府令第171条第1項第1号に規定する外国運用財産をいう。以下同じ。）の注文を一括発注する場合に準用する。</u>なお、この場合において、第8条の2第1項柱書き中「複数の投資信託<u>財産</u>」とあるのは「複数の<u>運用財産又は外国運用財産</u>」と、「各投資信託<u>財産</u>に係る」とあるのは「<u>各運用財産又は外国運用財産</u>に係る」と、第5項第2号ロ中「各投資信託<u>財産</u>」とあるのは「<u>各運用財産又は外国運用財産</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>ロに掲げる事項を記載した書面を添付するものとする イ ロ 一括発注の約定結果に係る各投資信託への配分数量</p> <p>6～8 (同 左)</p> <p>(<u>投資一任契約に係る顧客資産</u>との一括発注の運営等)</p> <p>第8条の3 前条の規定は、<u>投資一任業（投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）に基づき同号に掲げる行為を業として行うことをいう。）を併営している委託会社において、投資信託財産と投資一任契約に係る顧客資産を一括発注する場合に準用する。</u>なお、この場合において、第8条の2第1項柱書き中「複数の投資信託」とあるのは「<u>投資信託及び投資一任契約に係る顧客資産</u>」と、「各投資信託に係る」とあるのは「<u>各投資信託及び各投資一任契約に係る</u>」と、第5項第2号ロ中「各投資信託」とあるのは「<u>各投資信託及び各投資一任契約に係る顧客資産</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(同 左)</p>
附 則	
この改正は、平成23年 月 日より実施する。	